

令和6年12月25日

組合員・利用者の皆さま

東京むさし農業協同組合
代表理事組合長 小林 俊之

不祥事件の発生について（お詫び）

日頃から、JA事業につきましては格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
このたび、誠に遺憾ながら、当組合におきまして不祥事件が発生いたしました。
組合員・利用者の皆さまには多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

1. 不祥事件の概要

三鷹支店職員(20代・男性)が渉外業務において発生した現金過剰40,000円(令和6年8月22日10,000円、9月25日30,000円)を報告せず、3ヶ月間自ら保持し横領していたことが、11月22日に発覚しました。

2. 関係機関への届出

本件発覚後、直ちに行政庁および関係機関に報告を行いました。

3. 今後の対応

引き続き徹底した調査を行っていくとともに、今回の事件を厳粛に受け止め、再び同じ事案が起こらないよう内部管理体制の一層の強化とコンプライアンス意識向上を図るとともに、組合員・利用者の皆さまに安心してご利用いただけるよう役職員一同、再発防止に取り組んでまいります。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】
東京むさし農業協同組合
本店リスク管理部コンプライアンス課
(月～金 9:00～17:00)
TEL 042-388-8835